

**マイナポータルからワンストップサービスを利用して転出されたかた向け
必要手続き一覧**

手続一覧		担当課
住民基本台帳関連		
印鑑登録証	お引越し(予定)日以降は登録が抹消され、使用できません。お引越しが終わりましたら、カードはご自身で処分してください。	市民課 0422-60-1839
市民証明書カード		
住民基本台帳カード		
マイナンバーカード	転出時の手続きはありません。申請中のマイナンバーカードは、転出すると受け取れなくなります。転入先で再度申請してください。	
社会保険・税		
国民健康保険	お引越し(予定)日以降は保険証を使わないでください。お引越しが終わりましたら、保険証は武蔵野市へ郵送等でお返してください。 マル学・マル遠・住所地特例に該当し、転出してもなお武蔵野市の国民健康保険に加入し続ける方は別途届出が必要です。詳細は保険年金課にお問い合わせください。	保険年金課 国保担当 0422-60-1834
国民年金	転出時の手続きはありません。	保険年金課 国民年金担当 0422-60-1837
後期高齢者医療	お引越し(予定)日以降は保険証を使わないでください。お引越しが終わりましたら、保険証は武蔵野市へ郵送等でお返してください。	保険年金課 後期高齢者医療係 0422-60-1913
介護保険 (武蔵野市での手続き)	お引越し(予定)日以降は保険証を使わないでください。お引越しが終わりましたら、保険証は武蔵野市へ郵送等でお返してください。 ※転入先の住所が介護保険施設等の場合は、別途お手続き(郵送可)が必要となりますので高齢者支援課へご連絡ください、	高齢者支援課 0422-60-1845
介護保険 (転入先での手続き)	要介護認定を受けていた方は、転入届の際に要介護認定の申請をしてください。(転入届とは別途、転入先に住み始めた日から14日以内に申請をしない場合、要介護認定が継続されません。)	高齢者支援課 0422-60-1866
障害のあるかた		
※転出先で受けるサービスにより、市・都民税課税(非課税)証明書が必要になる場合がありますので、転入先の自治体にお問い合わせください。		
【手帳】 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳(療育手帳) ・精神障害者保健福祉手帳	転出時の手続きはありません。 住所変更等については、転入先の自治体へお問い合わせください。	障害者福祉課 管理係 0422-60-1904

【手当】 ・心身障害者福祉手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・重度心身障害者手当 ・難病者福祉手当	転出時の手続きはありません。 （原則、転出月分まで武蔵野市の支給の対象期間になります。） 転出後の申請等※については、転入先の自治体へお問い合わせください。	
【医療費助成】 ・心身障害者医療費助成（マル障） ・自立支援医療（精神通院・育成・更生） ・特定医療費助成（指定難病等） ・小児慢性特定疾病	転出時の手続きはありません。 転出後の申請等※については、転入先の自治体へお問い合わせください。	障害者福祉課 管理係 0422-60-1904
【福祉タクシー券・理美容券】	転出（予定）日以降は使用できません。福祉タクシー券、理美容券は障害者福祉課へ郵送でお返してください。	
【障害福祉サービス受給者証】 ・居宅介護、就労継続支援など（ピンク色の受給者証） ・児童発達支援・放課後等デイサービスなど（クリーム色の受給者証） ・移動支援、日中一時支援（むらさき色の受給者証）	転出（予定）日以降は武蔵野市で発行した受給者証は使用しないでください。（障害支援区分認定証明書を希望する場合は、担当の窓口またはお電話でご相談ください。）	障害者福祉課 基幹相談支援センター 0422-60-1847
こども		
児童手当	世帯全員が転出する場合はお手続きは不要です。 手当を受けている児童ではない世帯員が転出する場合もお手続きは不要です。 児童が転出することにより、受給者が児童と別居する場合は、別途お手続きが必要なためお問い合わせください。	子ども子育て支援課 0422-60-1852
マル乳・子・高校生等医療証	世帯全員が転出する場合はお手続きは不要です。 医療証に記載された保護者の方だけ転出の場合は別途お手続きが必要なためお問い合わせください。 配偶者のみの転出の場合はお手続きは不要です。 ※お子さまが転出すると資格が消滅になるため、使用できません。お引越しが終わりましたら、医療証はご返却ください。（郵送可）	子ども子育て支援課 0422-60-1852
マル親医療証	受給者が転出する場合はお引越しの翌日以降は登録が抹消され、使用できません。お引越しが終わりましたら、医療証はご返却ください。（郵送可） 児童が転出することにより、受給者が児童と別居する場合は、別途お手続きが必要なためお問い合わせください。	子ども子育て支援課 0422-60-1963
児童扶養手当	変更または消滅の届出が必要です。届出がないと資格があってもお引越し先で手当を受給することができません。提出はオンラインが便利です。必要な書類については、提出前にお電話でお問い合わせください。詳細は市のホームページの「ひとり親家庭のための各種手当等（変更の届出）」をご確認ください。	子ども子育て支援課 0422-60-1963

児童育成手当	受給者が転出する場合はお引越し(予定)日の月の分まで手当を振り込みます。翌月分以降は登録が抹消されます。お手続きは不要です。児童が転出することにより、受給者が児童と別居する場合は、別途お手続きが必要なためお問い合わせください。	子ども子育て支援課 0422-60-1963
ひとり親家庭等住宅費助成	受給者が転出する場合はお引越し日の月の分まで助成します。支払い家賃額の確認等、お手続きが必要ですのでお問い合わせください。児童が転出することにより、受給者が児童と別居する場合は、別途お手続きが必要なためお問い合わせください。	子ども子育て支援課 0422-60-1963
市立小中学の児童・生徒	通っている学校へ転学・退学届けを提出し、在学証明書と教科書給与証明書を受け取ってください。	各小中学校
	転入先の教育委員会へ転入することを伝えてください。転出により武蔵野市の学校からは転学となります。転出後も引き続き武蔵野市の学校へ通学を希望する場合は、教育支援課へご相談ください。	教育支援課 0422-60-1900
幼稚園・保育施設の入・退所	幼稚園・認可外保育施設については、武蔵野市に施設等利用給付認定または教育・保育給付認定変更申請書兼届出書の提出が必要です。また引き続き幼稚園・認可外保育施設等に通われる場合、転入先の自治体で手続きが必要です。詳細は市ホームページの「転入・転出時の幼児教育・保育の無償化の申請について」をご確認ください。 認可保育所・認定こども園については、転出後も継続して当該施設に通園を希望する場合、武蔵野市と転入先の自治体で手続きが必要になります。詳細は市ホームページの「入所後の手続きについて」の「市外転出後に継続通園する場合」をご確認ください。	子ども育成課 0422-60-1854
予防接種	転出時の手続きはありません。お引越し(予定)日以降、武蔵野市の予防票は使用できません。武蔵野市の予防票はご自身で処分してください。転入先で予防接種に関する申請が必要な場合がありますのでご確認ください。	健康課 0422-51-0700
乳幼児健康診査	転出時の手続きはありません。お引越し(予定)日以降、武蔵野市の健康診査受診票は使用できません。武蔵野市の受診票はご自身で処分してください。転入先で乳幼児健康診査に関する申請が必要な場合がありますのでご確認ください。	
妊娠されているかた		
妊婦健康診査	転出時の手続きはありません。都外に転出する場合は、お引越し(予定)日以降、武蔵野市の受診券は使用できませんので、転入先で、転入先の受診券と交換する必要があります。都内に転出する場合は武蔵野市の受診券をそのままお使いいただけます。その他、妊娠中のサービス等について、転入先の自治体へ確認することをお勧めします。	健康課 0422-51-0700
妊婦歯科健康診査	転出時の手続きはありません。お引越し(予定)日以降、武蔵野市の妊婦歯科健康診査受診票は使用できません。	健康課 0422-51-0700

飼い犬		
登録情報の変更	国の指定登録機関にマイクロチップ情報を登録していない犬は転入先の自治体に鑑札を持参して、登録情報変更の届出をしてください。 国の指定登録機関にマイクロチップ情報を登録している犬は国の指定登録機関に登録している情報を変更してください。 転入先の自治体によっては、別途手続きが必要な場合がありますので、転入先の自治体にご確認ください。	環境政策課 保全係 0422-60-1842
125cc以下のバイク		
原動機付自転車 (原付バイク)	転出の結果、お持ちの原付バイクを廃車したり定置場(車両を置く場所)が武蔵野市外になる場合は、市民税課管理係か市政センターで廃車手続きをお願いします。廃車手続きには標識交付証明書(なくても可)・ナンバープレート・本人確認書類が必要です。転入先で引き続き原付バイクをご使用になる場合は、新しい定置場のある区市町村の役所で登録の手続き(必要なものは転入先の役所でお尋ねください)をしてください。	市民税課 0422-60-1822